

ボランティア活動保険加入助成実施要綱

郡上市社会福祉協議会ボランティア活動保険加入助成実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市民にボランティア活動保険への加入を促進し、安心してボランティア活動に取り組めるように、ボランティア活動保険料の一部を助成することにより、ボランティア活動の推進と安全を図り、地域福祉に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この助成の実施主体は、社会福祉法人郡上市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(助成対象者)

第3条 この助成の対象者（以下「対象者」という。）は、社協に登録されたボランティア団体員及び個人とする。ただし、把握団体については助成しない。

(助成額)

第4条 助成金の額は、ボランティア活動保険の基本プランの保険料が、1人につき年100円の個人負担となる金額を助成するものとする。

(申請手続き)

第5条 助成を希望する者（以下「申請者」という。）は、様式1のボランティア活動保険助成金交付申請書兼請求書に名簿と個人負担金を添えて社会福祉法人郡上市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(助成金の交付決定等)

第6条 会長は、前条の規定による助成金の申請があったときは、書類を審査のうえ、助成金を申請者に交付するものとする。

2 社協は、申請者の個人負担額に助成金額を加えて加入手続きするものとする。

(報 告)

第7条 この助成を受けたボランティア団体又は個人は、社協が必要と認めた場合にはその活動内容等を会長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

様式 1

令和 年 月 日

社会福祉法人
郡上市社会福祉協議会長様

(団体名)

申請者氏名

印

住 所

電話番号

ボランティア活動保険助成金交付申請書兼請求書

郡上市ボランティア活動保険助成実施要綱第5条の規定により、下記のとおり助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

また、助成が認められた場合は本書を請求書とし、助成金を保険料へ充当して加入手続きを行うことに同意いたします。

記

助成金交付申請・請求額 円

申請・請求額明細

申請人数 人 × 助成金 250円